

# マイナンバーカード受取りのお知らせ



## 1. 受取りの際の注意点

- マイナンバーカードの受取前に市外に転出されると、マイナンバーカードが廃止になります。必ず、転出前にお受け取りください。
- 窓口は、週の初日や3月から4月中旬は非常に混雑します。時間に余裕を持ってお越しください。



## 2. カードの受取りができる方

- 原則、カードの受取りは申請者本人となります。
- 申請者が15歳未満の方または成年（未成年）被後見人の方は、申請者本人と法定代理人が来庁してください。
- やむを得ない理由により申請者本人が来庁できない場合は、代理人にカードの受取りを委任することができます。ただし、裏面の「来庁困難の理由」に該当する場合に限りです。来庁時に持参いただく持ち物にご注意ください。

## 3. 必要な持ち物

- 共通の持ち物および追加の持ち物は、カードをお受け取りになる際に必要となります。特に身分証明書は、カードの顔写真と申請者本人が一致するかを確認するために必要となりますのでお忘れのないようご注意ください。
- 必要書類等が不足した場合は、カードをお渡しすることができません。

### 共通の持ち物

- ①個人番号カード交付通知書・電子証明書発行通知書 兼 照会書（同封はがき）  
※回答書欄を記入の上、ご持参ください。やむを得ない理由により代理人が来庁する際は、委任状欄の記載が必要です。
- ②「通知カード・住民基本台帳カード・マイナンバーカード返納届・紛失届」（同封書類「別紙6」）  
※事前に記入の上、ご持参ください。
- ③通知カード      ④住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）      ⑤マイナンバーカード（更新の方のみ）

### 追加の持ち物

申請者	来庁する方	身分証明書等
申請者が15歳以上の方	申請者本人	①申請者の本人確認書類 ※「4.本人確認書類」のA書類1点またはB書類2点
申請者が15歳未満の方または成年（未成年）被後見人の方	申請者本人と法定代理人	①申請者本人と法定代理人のそれぞれの本人確認書類 ※それぞれ、「4.本人確認書類」のA書類1点またはB書類2点 ②代理権の確認書類（戸籍謄本、成年後見登記事項証明書） ※「本籍地が多賀城市以外の場合」または「親権者と同一世帯ではない場合」のみ提出してください。
裏面のやむを得ない理由により来庁できない方 ※代理人が来庁する場合は、申請者本人の顔写真の証明書類が必要です。	代理人	①申請者の本人確認書類 ※「4.本人確認書類」のA書類1点+B書類1点。 A書類がない場合は、B書類3点で、そのうち写真付きが1点以上。 ②代理人の本人確認書類 ※「4.本人確認書類」のA書類1点+B書類1点 ③代理権の確認書類（戸籍謄本または成年後見登記事項証明書） ※「本籍地が多賀城市以外の場合」または「親権者と同一世帯ではない場合」のみ提出してください。 ④本人の来庁困難証明書類 ※裏面「来庁困難の証明書類」の書類

来庁困難の理由	来庁困難の証明書類の例
心身の病気や障害により来庁が困難な方	診断書、入院療養計画書、領収書、診療明細書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証、特別児童扶養手当証書など
成年被後見人	代理権を証明する書類
被保佐人及び被補助人	代理権を証明する書類
中学生、小学生、未就学児	本人確認書類
75歳以上の方	本人確認書類及び「個人番号カード交付通知書兼照会回答書（同封はがき）」の余白に本人が来庁困難である旨を記載
長期入院している方	診断書、入院療養計画書、入院中であることが確認できる領収書、診療明細書、病院長が作成する顔写真証明書
施設に入所している方	入所証明書類、施設長が作成する顔写真証明書
要介護、要支援認定を受けている方	介護保険被保険者証、認定結果通知書、ケアマネージャ及びその所属事業者の長が作成する顔写真証明書
妊娠している方	母子健康手帳、妊婦検診の受診が確認できる領収書または受診券
長期（国内外）出張中である方	出張命令書、出張先の地域に居所があることが確認できる資料など
海外留学している方	査証（ビザ）のコピー、留学先の学生証のコピーなど
高校生、高専生	学生証、在学証明書
心の問題などでひきこもりの状態にある方	公的な支援機関の職員及び当該機関の長が本人の顔写真を証明した書類

#### 4. 本人確認書類

##### A書類：官公庁発行の顔写真付き身分証明書（有効期限内のもの）

- ・住民基本台帳カード（写真あり）・運転免許証・運転経歴証明書・旅券・身体障害者手帳、
- ・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード・マイナンバーカード など

##### B書類：その他の本人確認書類（「氏名・生年月日」または「氏名・住所」の記載があるもの）

- ・官公署がその職員に対して発行した身分証明書・各健康保険の被保険者証・介護保険の被保険者証
- ・医療受給者証・子ども医療費受給資格者証・各種年金証書・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証
- ・民間企業の社員証・学校名が記載された各種書類・診察券 など
- ・※個人番号カード顔写真証明書（申請者が、長期入院者・施設入所者・ひきこもり状態の方・18歳未満の方・成年被後見人などの場合に提出）
- ※申請者本人が「やむをえない理由により来庁できない」かつ「A書類及びB書類の顔写真付きの書類がない場合」に提出していただく証明書です。  
代理人は申請者本人の顔写真を貼付してお持ちください。  
様式は、市ホームページからダウンロード（「個人番号カード顔写真証明書」で検索）してご利用ください。

#### 5. 顔認証マイナンバーカードのご案内

##### 顔認証マイナンバーカードとは

○マイナンバーカードを保険証や身分証として利用したいが、暗証番号の設定・管理が不安な方のため、カードの利用者証明用電子証明書による本人確認を顔認証又は目視に限定し、暗証番号を不要としたマイナンバーカードです。

##### 申請できる方・手続きの方法

- 申請できる方：希望される方（代理による手続きも可能。代理の手続きについて、詳しくはお問い合わせください。）
- 手続きの方法：マイナンバーカードの申請・交付等のための来庁時等に併せて手続きができます。

##### 顔認証マイナンバーカードで利用できる／できないサービス

- 利用できるサービス：保険証としての利用、券面の顔写真や氏名、住所等の情報を用いた本人確認書類としての利用
- 利用できないサービス：マイナポータル、コンビニ交付、オンライン診療、暗証番号が必要なオンライン手続等

※カード交付・休日交付などの詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。

担当：多賀城市市民課 022-368-1104

